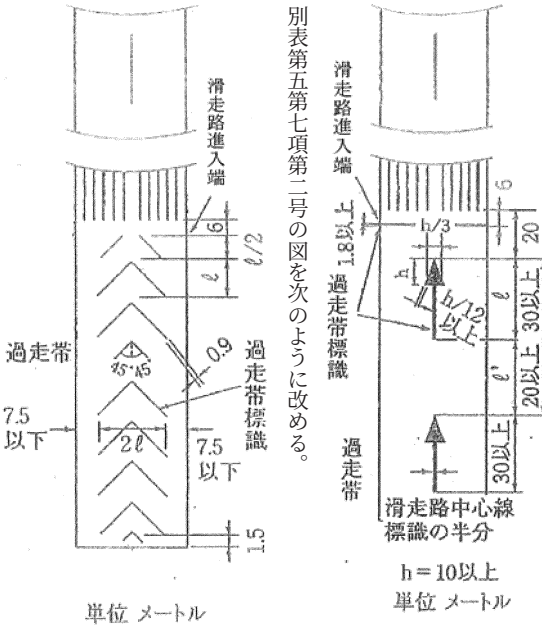


別表第五第七項第二号の図を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十二月十一日から施行する。ただし、第百十四条第十五号の次に一号を加える改正規定、第百十七条第一項の改正規定（同項第三号ハ、ニ、ヘ、チ、リ、ヌ、ル、ワ及びカに係る部分を除く。）、第百二十六条第十一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に工事に着手され、又は設置されている航空機接近警告灯については、この省令による改正後の航空法施行規則第百十七条第一項第三号ウ㈣の規定にかかわらず、平成三十七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

告　　示

○国土交通省告示第千二十八号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（変更前の事項については、平成九年運輸省告示第五十四号、平成十二年運輸省告示第二百六十三号及び平成二十六年国土交通省告示第百四号を参照。）

イ　着陸帯C

長さ　三千四百八十メートル

ロ　滑走路C

長さ　三千三百六十メートル

ハ　誘導路

延長　四万三千六百三十六メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十六年十二月十一日

○国土交通省告示第千二十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表清水ＶＯＲの項中「平成８年12月５日から供用再開」を「平成26年11月13日から平成27年２月４日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

足摺ＶＯＲ同じ	上麓に同じ	Ｎ32°44′Ｅ133°01′高知県土佐清水市	108.05	200な	しＡＺＥ	24時間	平成26年11月13日	足摺ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表那覇ＶＯＲの項中「昭和52年６月16日」の次に「（平成26年11月13日から平成27年３月４日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

沖縄ＶＯＲ同じ	上麓に同じ	Ｎ26°11′Ｅ127°39′沖縄県那覇市	110.8	200な	しＯＷＣ	24時間	平成26年11月13日	沖縄タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用

第二項の表清水タカンの項中「平成16年３月18日から供用再開」を「平成26年11月13日から平成27年２月４日まで供用休止」に、同表那覇タカンの項中「昭和47年５月15日」の次に「（平成26年11月13日から平成27年３月４日まで供用休止）」を加える。

第三項の表大阪ＩＬＳの項中「大阪国際空港及びその周辺」を「大阪国際空港内」に、「ローカライザー」

110.1	10

を「

ローカライザー	110.104 110.096	10 10

」に、「322°」を「324°」に、同表宮古ＩＬＳの項中「平成26年６月26日から平成26年10月15日まで供用休止」を「平成26年10月16日から供用再開」に改める。

第四項の表熊本ＤＭＥの項の次に次のように加える。

足摺ＤＭＥ同じ	上麓に同じ	Ｎ32°44′Ｅ133°01′高知県土佐清水市	1,104	3な	しＡＺＥ	24時間	平成26年11月13日	足摺ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十六年十一月十三日から施行する。ただし、第三項の表宮古ＩＬＳの項の改正規定は、公布の日から施行する。